

# 美奈木ゴルフ倶楽部 利用約款

## 第1条 約款の適用

美奈木ゴルフ倶楽部(以下当ゴルフ場と称する)を利用される(会員、非会員を問わない)には、快適で、安全なプレーをお楽しみ頂くため、施設利用に関する事項は、すべて本約款ならびに当ゴルフ場の会則・規約・細則等に従ってご利用頂きます。

## 第2条 申込み及び取消し

施設利用の申込みは、当ゴルフ場の申込み規定に従ってフルネームにて申込み頂きます。尚、予約者または来場者の氏名に偽名が使用されていた場合は、予約を取消しさせていただきます。取消し料については当ゴルフ場所定の規則に従って頂きます。

## 第3条 利用契約の成立

当ゴルフ場を利用される方は、当日フロントにおいて所定の署名簿に署名して下さい。これにより当ゴルフ場は、署名者の施設ご利用をお引き受け致します。但し、当ゴルフ場が承諾しない旨の意思を表示した場合はこの限りではありません。

## 第4条 諸規則の遵守

利用者は本約款及び当ゴルフ場の諸規則、口頭または掲示による指示を遵守するものと致します。

## 第5条 施設利用の拒絶

当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断り致します。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき
2. ゲストについては、メンバーの同伴または、紹介状(名刺等)がないとき
3. 天変地異、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
4. 利用者が暴力団員または暴力団関係者等の反社会的勢力(以下、暴力団員等と言う)であると認められるとき
5. 暴力団員等を同伴または紹介により入場させたとき
6. 利用者が精神異常者または感染症病者、または感染症の疑いがあるとき
7. 利用者が刺青(タトゥーを含む)をしている等の事由により、当ゴルフ場を利用させることが好ましくないとき
8. 利用者が虚偽の風説を流布、偽計、威力または粗野な振舞い等のカスタマーハラスメント、権利侵害等ゴルフ場業務の遂行に支障をきたす行為があったと当ゴルフ場が判断したとき
9. 偽名または他人名義で申込みが行われたとき
10. 利用者に公の秩序もしくは、善良な風格に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
11. 理由を問わず当ゴルフ場が他の利用者、従業員等の安全確保が困難と判断したとき
12. その他、本約款に違反したとき

## 第6条 休場日、開場時間

当ゴルフ場の休場日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

## 第7条 利用継続の拒絶

当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

1. 公の秩序もしくは善良な風格に反する行為があったとき
2. 当ゴルフ場に好ましくない行為があったとき
3. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑を掛けたとき
4. ルール・マナー及びエチケットに違反があるとき
5. 警告を無視してスロープレーを改めないとき
6. その他、本約款に違反したとき

## 第8条 練習場

当日のプレーヤー以外のご利用は、原則としてお断り致します。(通常営業日における会員の利用は除く)

## 第9条 金銭、その他貴重品

1. 金銭その他貴重品については、必ず貴重品ボックスをご利用下さい。貴重品ロッカーをご利用中でも、収容物は、お客様の所有であり、お客様の責任において管理して頂きます。従って、当ゴルフ場は、貴重品ボックスならびにロッカー内の収容物については、保証等一切の責任を負いません。
2. 浴室への貴重品や持ち込みを禁止された物品のお持ち込みは、お断り致します。

## 第10条 自動車、携帯品等

場所を提供している駐車場での、自動車の盗難(車上盗難を含む)及び損傷、携帯品(キャディバッグその他諸物品)の盗難等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

## 第11条 ゴルファー保険

当ゴルフ場ではプレーヤーに対しゴルファー保険に加入される事を勧奨しています。万一の事故に備え当ゴルフ場に於いてもプレーヤーに対し保険をかけていますが、適用制限が生じるため、事故が発生した場合は本人加入の保険を優先して適用致します。

## 第12条 宅配便

当ゴルフ場は、宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、コンペ賞品等のお取次ぎは致しますが、お取次ぎ中の物品についての紛失、損害等の責任は一切負いません。

## 第13条 危険防止責任とエチケット・マナー

プレーヤーは、以下の事項を忠実に遵守して下さい。万一、以下の一項にでも違反されることがありますと、プレーの途中であっても退場して頂くことがありますのでご注意ください。

1. マナーの遵守  
ゴルフには、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自らの責任でプレーして頂きます。
2. ティーイングエリアにおける素振りなど  
ティーイングエリア内の打席または特に指定された場所以外では、素振りは絶対に行なわないで下さい。また、みだりにティーイングエリアに立ち入らないで下さい。尚、プレーヤーの近くにいたため、ティーや球などが身体の一部に当たり、そのために傷害を負われても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
3. 飛距離の確認  
先行組に対して、後続組のプレーヤーは、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断し、先行組に球を打ち込まないよう打球して下さい。
4. プレーヤーの前方に出ない事  
同伴プレーヤーは、現にプレーする者の前方には絶対に出ないで下さい。前方に出た結果の事故、その他のプレーヤー同志の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決して頂くこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
5. 隣接ホールへの打ち込み  
隣接ホールへの球の打ち込みは、特に危険です。プレーヤーは自己の飛距離、方向を適切に判断し慎重に打球して下さい。また、隣接ホールに球を打ち込んだ場合は、隣接プレーヤーに謝罪のうえ合図をして、その了承を得た後、自己の同伴プレーヤーに十分気をつけて打球して下さい。
6. 待避及び待避所  
先行組のプレーヤーが、後続組に対して打球させる場合は、後続組が打ち終わるまで、待避所又は安全な場所へ待避して下さい。

7. ホールアウト後の退去  
ホールアウト後は速やかにグリーンを離れ、後続組の打球に対して安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。
8. 雷鳴、襲雷  
雷鳴、襲雷の場合は、他人の言動に惑わされることなく、自己の判断で直ちにプレーを中断し、待避所または安全な場所へ待避して下さい。
9. 酷暑期間  
熱中症警戒アラート(特別警戒アラートを含む)が発表された場合は、カーナビにて注意喚起を行いますが、プレー継続の判断は自己の責任において行って下さい。
10. 火気使用の禁止  
コース内、クラブハウス内での火気は、所定の場所以外では絶対に使用しないで下さい。タバコの吸い殻等はよく消して灰皿に入れて下さい。コース内はティーイングエリア以外すべて禁煙です。
11. キャディの指示  
プレー中は、キャディの指示に従って行動して下さい。
12. 乗用カートの取扱い  
乗用カートの取扱いについては、当ゴルフ場カート使用細則に従って下さい。
13. 注意事項  
当ゴルフ場内に指示している注意事項を厳守して下さい。

#### 第14条 違反の場合の責任

利用者がこの利用約款に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合、また、利用者自身が損害等の被害を受けた場合においても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

#### 第15条 クラブ等の確認

1. 利用者はスタート前にクラブ確認を行い、プレー終了後、クラブおよび所持品を点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの本数及び所持品の不足、折損等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
2. ゴルフバッグ等、当ゴルフ場の係員より引き渡しを受けたもの、または自分が所持しているものの紛失等については、当ゴルフ場は一切の責任を負いませんので、その保管には十分気をつけて下さい。

#### 第16条 施設に損害を与えた場合

利用者の故意、または過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額の全額を負担頂きます。

#### 第17条 施設内への持ち込み品

施設内に下記のものを持ち込むことはお断り致します。

1. ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火、爆発の恐れのある危険物
5. 騒音を発するもの
6. セルフ(サブ)バッグ
7. その他法令で所持の禁止されたもの

#### 第18条 行為の禁止

施設内で下記の行為は絶対に行わないで下さい。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為
2. 物品の販売、宣伝、広告等の行為
3. 利用者以外のコース内の立ち入り行為(但し、特に許可する場合を除く)

4. 他人に迷惑を及ぼし、また、不快感を与える行為
5. 写真撮影、録音等の行為(但し、特に許可する場合を除く)

#### 第19条 クラブハウス利用において

1. 施設内では大声での会話は慎んで下さい。
2. 備品類の持ち出し、持ち帰りは禁止致します。

#### 第20条 服装について

ご来場及びプレーの際の服装については、当ゴルフ場エチケット委員会からのお願いをご参照頂き、ご協力下さい。

#### 第21条 信義則

その他会則、本約款に定めた事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

#### 第22条 非会員への債務の保証

会員は、紹介した利用者(非会員)が、当ゴルフ場に損害を与え、損害金の支払債務が生じたときは、利用者の債務の履行につき、連帯して保証して頂きます。

#### 第23条 非会員への周知依頼

会員は、紹介した利用者に対し、本約款の存在とその内容をご了承頂くことにご協力をお願い致します。

#### 第24条 個人情報に関して

当ゴルフ場は、ご予約時点で電話・FAX 等で入手した個人情報と、プレー当日署名簿に署名頂いた個人情報を、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、安全に管理致します。当ゴルフ場ではご予約及びご利用頂いたお客様に対し、当ゴルフ場の営業案内等を郵送等にてご案内する場合があります。

#### 第25条 その他

次の各項についてご協力下さい。

1. スタートの30分前までにはご来場下さい。
2. 当日、支払等に必要以外の多額の金銭や貴重品は、持参されないようお願い致します。
3. プレーは、ハーフ2時間 10 分以内でラウンドされるようお願い致します。
4. 最終スタート時間は、コース整備のため、当日変更する場合がありますのでご了承下さい。
5. プレー中の喫煙はお断り致します。喫煙は灰皿の設置してある場所をお願い致します。
6. 円滑なプレー、危険防止を目的として、ローカルルールを設定しておりますのでご了承下さい。
7. プレーは4人1組を原則とし、2人または3人の場合は、他に2名または1名が加わることをご了承頂きます。

#### 第26条 定めのない事項

本約款に定めのない事項については、兵庫県ゴルフ場共通利用約款に準じるものとします。

以上

平成元年 5 月 25 日施行

令和7年 8 月 1 日改定

# 美奈木ゴルフ倶楽部カート使用細則

第1条 カートの使用については、キャディの指示に従ってプレーすること。また、プレーヤーがカートを運転することを禁止し、セルフプレーにおいてはリモコン操作による走行とする。これに違反してカートを実行した場合、プレーを即時中止して貰うことがある。

第2条 前条の規定に違反して事故が発生した場合、カートを実行した者がすべて責任を負って発生した損害を賠償すること。

第3条 カートの運行にあたっては、カートの運行上の注意事項をよく読み、これに違反しないよう、責任ある運行をすること。

1. カートの自動走行機能を勝手に解除したり、カートから手足を出すなどして障害を受けた場合、その責任は違反者が自ら負うものとする。
2. カートを始動する場合、運行する者は安全を確認し事故が発生しないように最善の注意をすること。これに違反した場合、前項と同様運行者が責任を負って、損害の賠償をすること。

第4条 カートの走行中、カートの異常に気づいた場合、その場でカートを停止し、当ゴルフ場の者に連絡を取って対処すること。カートに異常が発生した場合、いかなる場合でもカートを動かしてはならない。

第5条 ゴルフ用品を含む携帯品の管理は自己責任とする。破損、紛失、盗難等が発生した場合、当ゴルフ場は一切責任を負わない。

第6条 カートに損傷等の傷をつけた場合、プレー終了後、当ゴルフ場の係員にその箇所を指摘して、確認を得ること。

1. カートの損傷の程度が著しく、損傷等が利用者の過失に基づく場合、利用者と修繕費について協議し、その費用負担を求める場合がある。

以上

平成14年6月1日施行  
令和7年8月1日改定

# エチケット委員会からのお願い

美奈木ゴルフ倶楽部  
エチケット委員会  
理 事 会

## ◆遵守義務◆

当倶楽部会員の皆様並びに、同伴ゲストの方々には、率先して模範プレーヤーとされます事を期待し、本書面を作成いたしました。ご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

## ◆服装（ドレスコード）について◆

清潔で見苦しくなく、周りに不快感を与えない服装を心掛けて下さい。

1. ご来場の際には、夏季（6月～9月）を除きジャケット・ブレザーを着用して下さい。またご来場の際は、サンダル・スリッパ・ゴルフシューズ等をご遠慮下さい。同伴ゲストにもこの旨お伝え頂き、遵守して頂くようご協力下さい。
2. 男性の半ズボン着用時は、くるぶしが隠れる丈のソックスをご着用下さい。
3. 女性の丈の短いショートパンツ・タンクトップ・Tシャツ・ジーンズ等をご遠慮下さい。
4. 襟付きのスポーツシャツを着用して下さい。（Tシャツと見間違えるものは厳禁）シャツの裾は原則外に出さないようにして下さい。
5. プレーの際は危険防止のため帽子を着用して下さい。
6. タオルを肩に掛けたり、首に巻きつける等の行為は慎んで下さい。
7. プレー後は、出来るだけ正装にてご歓談下さい。

## ◆エチケット・マナーについて◆

1. ハーフラウンド2時間10分以内のプレーにご協力下さい。（後続組に迷惑をかけないプレーをお互いに心掛けて下さい。）
2. バックティーの使用は、各プレーヤーのハンディキャップ15以内とし、会員または会員同伴に限ります。（但し支配人が認めた場合は除く。）
3. ティーイングエリアへは、ティーショットをする1組以外は立ち入らぬように、またティーショットをするプレーヤー以外の素振り等は危険ですでお止め下さい。
4. ティーイングエリア周辺は、芝生保護の為、アプローチ練習禁止にご協力下さい。
5. 先行組に球を打ち込んだり、打者の前に出たりしないようにして下さい。また、ラウンド中の練習ストロークは禁止となっています。
6. グリーンはコースの命です。スパイクや旗竿等で傷つけないよう大切にして下さい。
7. ボールマーク及びディボットの修復にご協力下さい。
8. バンカーショット後は必ずプレーヤーご自身で修復して下さい。
9. 灰皿設置場所以外の喫煙はご遠慮下さい。乗用カートもコース内走行時は禁煙です。
10. プレーの進行や天候等によるコースの異常の場合は、係員の指示に従って下さい。

## ◆当倶楽部全スタッフについて◆

1. お食事・転職等のお誘いは絶対になさらないようにして下さい。
2. 金銭等のお心付け・セクハラ行為は一切ご遠慮下さい。

## ◆禁止事項◆

1. レストラン内の携帯電話等の使用。（コース内では、マナーモードに切替えて下さい。）
2. 乗用カートの運転。
3. クラブハウス内での、不当な金銭の受け渡し。

## ◆懲 罰◆

エチケット・マナーは、ゴルフの基本であり、すべてのプレーヤーに遵守頂ける事と考えております。遵守頂けない場合はゴルフ規則並びに、当倶楽部の会則による懲罰が課せられます。

平成16年8月制定  
令和元年10月改定  
令和5年12月改定